**中学校チャレンジテストの見直しについて**

別　紙

高等学校課・小中学校課

**１　評定の公平性について**

チャレンジテストを活用した府内統一ルールを継続するが、内容を以下のとおり改正する

■令和２年度以降に実施するチャレンジテストを受験した生徒を対象に、以下のとおり変更する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学年 | 現行 | 新ルール |
| 1年生 | 各中学校は教科ごとにつけた各生徒の評定が、府教育委員会が定めた「評定の範囲」に収まっていることを確認する。 | 各中学校は、府教育委員会が定めた**５教科（中１は3教科）**の「府全体の評定平均」と、各校のチャレンジテスト実施５教科（中１は3教科）の平均点とを比較して、各校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に各校の**５教科（中1は3教科）**の評定平均が収まっていることを確認する。※３年生のチャレンジテスト実施教科以外の４教科については別にルールを定める。（下記参照） |
| 2年生 |
| 3年生 | 各中学校は、府教育委員会が定めた**5教科**の「府全体の評定平均」と、各校のチャレンジテスト実施5教科の平均点とを比較して、各校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に各校の**9教科**の評定平均が収まっていることを確認する。 |

【中学３年生チャレンジテスト実施教科以外の４教科の評定について】

１ 府教育委員会はチャレンジテスト実施教科以外の４教科について、府全体の評定平均を算出し、その値に±0.3を加えた「府全体の４教科の評定平均の範囲」を定める。

２　各中学校は自校の４教科の評定平均を算出し、その値が「府全体の４教科の評定平均の範囲」に収まっていることを確認する。

３　自校の４教科の評定平均が「府全体の４教科の評定平均の範囲」に収まっていない場合、さらに自校のチャレンジテスト実施５教科の「評定平均の範囲」とを合わせた２つの範囲の最大値と最小値の間に収まっていることを確認する。

４　３において収まらない場合、中学校は、評価方法の見直しを行う。

ただし、いかんともしがたい事由があり、所管する市町村教育委員会も妥当と認める場合は、府教委に協議を申し出ることができる。

**２　学力向上について**

　　　令和３年度より小学校の学力向上のため、府の統一テストを実施する方向で検討を進める。

　　　　■実施学年・教科：小学校5年生　国語、算数、理科、生活状況調査

　　　　　　　　　　　　　　　 小学校6年生　理科（全国学テの実施のないときのみ）、生活状況調査

　　　　※実施内容等詳細については今年度中に制度設計を行う。

４－２

４－１

４－１